

「ウエットティッシュ」の表示・広告自主基準

一. 目的

「ウェットティッシュ」（以下本品という）に適正な表示を行うことによって、生活者の適切な使用を確保することを目的とする。

二. 定義

本品とは、安全・衛生自主基準で定める構成成分液を基布に含浸したもので、手指や肌または身の回りのもの等の汚れをとることを目的に使用される製品をいう。

三. 用途範囲

1. 身体ふき
2. 手、指、顔または首すじふき
3. 手、指の汚れ落とし
4. 汗ふき
5. 肌の汚れおとし
6. おしりふき（乳幼児を除く）
7. 食べこぼしまたは口もとふき
8. 上記に併記して、身の回りのものの汚れおとし（医療機器等を除く）

四. 表示および広告等の規制

次に挙げる表示は、本品の容器又は被包のほか広告についてもその標榜をしてはならない。

1. 乳幼児（24 ヶ月以内）への使用を薦める字句、イラスト、図案及び写真
2. 授乳時の乳首・乳房、目、性器又は肛門等への使用を薦める字句、イラスト、図案及び写真
3. 殺菌又は消毒の字句
4. 滅菌の字句（但し、高圧蒸気滅菌処理品については「滅菌処理済」と表示できる）
5. 身体に対する除菌の字句（特定の菌、ウイルスの標榜も含む）。但し、身の回りのものなどの対物表面に対する除菌を標榜する場合は、別途定める「除菌を標榜するウェットワイパー類の自主基準」に基づき正しく表示する。
6. 医薬品、医薬部外品、化粧品等、薬機法の効能・効果を表す又は効果を類推させる字句

五. 最終商品の容器又は被包に表示すべき事項

1. 枠内表示を行う事項（統一表示）
 - (1) 表示事項
 - ①品名（「ウェットティッシュ」と表示）
 - ②成分名（全成分とする）
 - ③基布素材
 - ④寸法および入り数
 - ⑤包材材質
 - ⑥問い合わせ先としての製造業者、販売業者または授与者の名称、住所および電話番号

(2) 枠の様式

表示例1（横書き）または表示例2（縦書き）に示すとおり。なお、枠と文字の大きさは明瞭記載であれば任意とする他、枠内表示の字数が多いときは外枠のみでも良いこととする（表示例3）。

(表示例1-1) ピロー包装の表示

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティッシュ (商品名 ウエットタオル)
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
基布素材	レーヨン、ポリエステル
寸法・枚数	150mm×200mm、50枚
包材材質	包材：ポリエチレン、ポリエステル ラベル：ポリエステル、ポリプロピレン
製造者名	日清工株式会社 KL 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351

(表示例1-2) プラ容器の表示

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティッシュ (商品名 ウエットタオル)
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
基布素材	レーヨン、ポリエステル
寸法・枚数	150mm×200mm、50枚
包材材質	包材：ポリエチレン、ポリエステル ラベル：ポリエステル、ポリプロピレン 容器：ポリプロピレン、ポリエチレン
製造者名	日清工株式会社 KL 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351

(表示例1-3) 3P包装の場合

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティッシュ (商品名 ウエットタオル)
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
基布素材	レーヨン、ポリエステル
寸法・枚数	150mm×200mm、50枚
包材材質	包材：ポリエチレン、ポリエステル ラベル：ポリエステル、ポリプロピレン 外装：ポリエチレン、ポリプロピレン
製造者名	日清工株式会社 KL 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351

(表示例2)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティッシュ (販売名 ウエットタオル)
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
基布素材	レーヨン、ポリエステル
寸法・入数	150mm×200mm、50枚
包材材質	包材：ポリエチレン、ポリエステル ラベル：ポリエステル、ポリプロピレン
販売者名	日清工株式会社 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3 お客様相談室 03(6403)5351

(表示例3)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名：ウエットティッシュ / 成分：水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料 / 基布素材：レーヨン、ポリエステル / 寸法・入数：150mm×200mm、50枚 / 包材材質 包材：ポリエチレン、ポリエステル ラベル：ポリエステル、ポリプロピレン / 製造・販売業者名：日清工株式会社 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351	

(表示例4)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティッシュ
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
基布素材	レーヨン、ポリエステル
寸法・入数	150mm×200mm、50枚
包材材質	包材：ポリエチレン、ポリエステル ラベル：ポリエステル、ポリプロピレン
日清工株式会社 〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351	

(3) 枠内表示の様式

①品名欄

項目名を「品名」とし「ウエットティッシュ」と記載する。なお、「ウエットティッシュ」の後に「(商品名 ○○○○)」と商品名又は販売名を括弧書きしてもよい(表示例1)。

②成分名欄

項目名を「成分」とし、全成分表示とする。表示方法は「化粧品の全成分表示の表示方法等について(平成13年3月6日、医薬審発第163号・医薬監麻発第220号)」に準ずる。

③基布の素材欄

項目名を「基布素材」とし、基布の構成素材を表示する(JISに準拠する略号表記は可とする)。なお、表記順は構成比率の多いものからとし、記載は配合率0.1%以上のものとする。

素材名
コットン
麻
竹
シルク
パルプ
その他天然繊維
レーヨン
ポリノジック
キュプラ
その他再生繊維
ナイロン（またはPA）
ポリエチレンテレフタレート（またはPET）
ポリエチレン（またはPE）
ポリプロピレン（またはPP）
ポリオレフィン
アクリル
その他合成繊維
スチレン・ブタジエン系樹脂（またはSB系樹脂）
エチレン・酢酸ビニル系樹脂（またはEVAC系樹脂）
アクリル系樹脂
その他合成樹脂

④基布の寸法・入り数欄

項目名を「寸法・入数」又は「寸法・枚数」とする。

⑤包材材質欄

項目名を「包材材質」とし、内装などの主たる素材名をフィルムは構成順に、容器は重量順に表示する。

素材名
ポリエチレン（またはPE）
ポリプロピレン（またはPP）
ポリエチレンテレフタレート（またはPET）
その他合成樹脂
金属（アルミ等）（またはM）
紙

⑥業者名欄

項目名の表記は下記から選択する。

1) 製造者名のみを表示する場合（表示例1）

「製造」又は「製造者」又は「製造者名」又は「製造業者名」

2) 販売者名のみを表示する場合

「販売」又は「販売者」又は「販売者名」又は「販売業者名」

「発売」又は「発売者」又は「発売者名」又は「発売業者名」

3) 製造者名と販売名の両方を表示する場合

「製造・販売」又は「製造・販売者」又は「製造・販売者名」又は「製造・販売業者名」

なお、項目名を記載せずに業者名のみを記載してもよい（表示例4）。

また、OEM製造等で業者名欄に会員名を記載しない場合は、あらかじめ登録したアルファベット2文字の会員記号を記載する。記載場所は非

会員業者名の後とする（表示例 1）。

（4）表示対象

原則、個包装ごとに前項（1）および（2）に基づいて表示を行うこと。ただし、個包装に十分な表示面積の確保が困難な場合には、個包装に下記簡略表示を行う。

- a) 製造業者、販売業者または授与者の名称または商標
- b) 製造番号または製造記号
- c) 基布素材
- d) 包材材質

かつ、最少販売単位（ダンボール、外装など）に前項（1）および（2）に基づいた表示を行うこと。

2. その他枠外に表示すべき事項

（1）製造番号または製造記号

（2）使用上の注意事項

眼や粘膜および傷口には使用しないでください。

肌の異常時および肌に合わない場合の使用禁止

トイレへの投棄を禁止する旨（ただし、日清工水洗基準適合品を除く）。

製品の乾燥をさけるため使用後はフタをきちんと閉めてください。

（3）詰替品の場合

①「詰替品」の旨

②衛生性を確保するために必要な注意事項

（4）その他の製品特性による必要な注意事項（保管上の注意等）

（5）適正なゴミ廃棄を促すマーク（ゴミ箱マーク）

（大きさ、位置は任意とする）



（6）流さないでくださいマーク（ただし、日清工水洗基準適合品を除く）



（おしりふきは正面、それ以外の商品は大きさ、位置は任意とする）

（7）指定された HP アドレスまたは QR コード

https://www.jhpia.or.jp/about/environ_info/wet-wipes/



（8）表示対象

原則、個包装ごとに上記（1）から（7）に基づいて表示を行うこと。ただし、個包装に十分な表示面積の確保が困難な場合には、最少販売単位（ダンボール、外装など）に上記（1）から（7）に基づいた表示を行うこと。

付則 昭和61年 7月1日 制定
平成 6年 4月1日 改正
平成13年 4月1日 改正
平成15年 4月1日 改正
平成16年10月1日 改正
平成25年 4月1日 改正
令和 3年 5月13日 改正